

労災医療を担当する医師の方へ

労災保険における傷病が 「治ったとき」とは・・・

はじめに

労災保険では、労働者が業務または通勤が原因で傷病を被った場合、その傷病が治るまで必要な療養の給付を行っています。

この労災保険における傷病が「治ったとき」の考え方についてご説明しますので、ご一読ください。

また、労災保険における「療養（補償）等給付」、「障害（補償）等給付」、「再発」および「アフターケア」についても説明していますので、参考としてください。

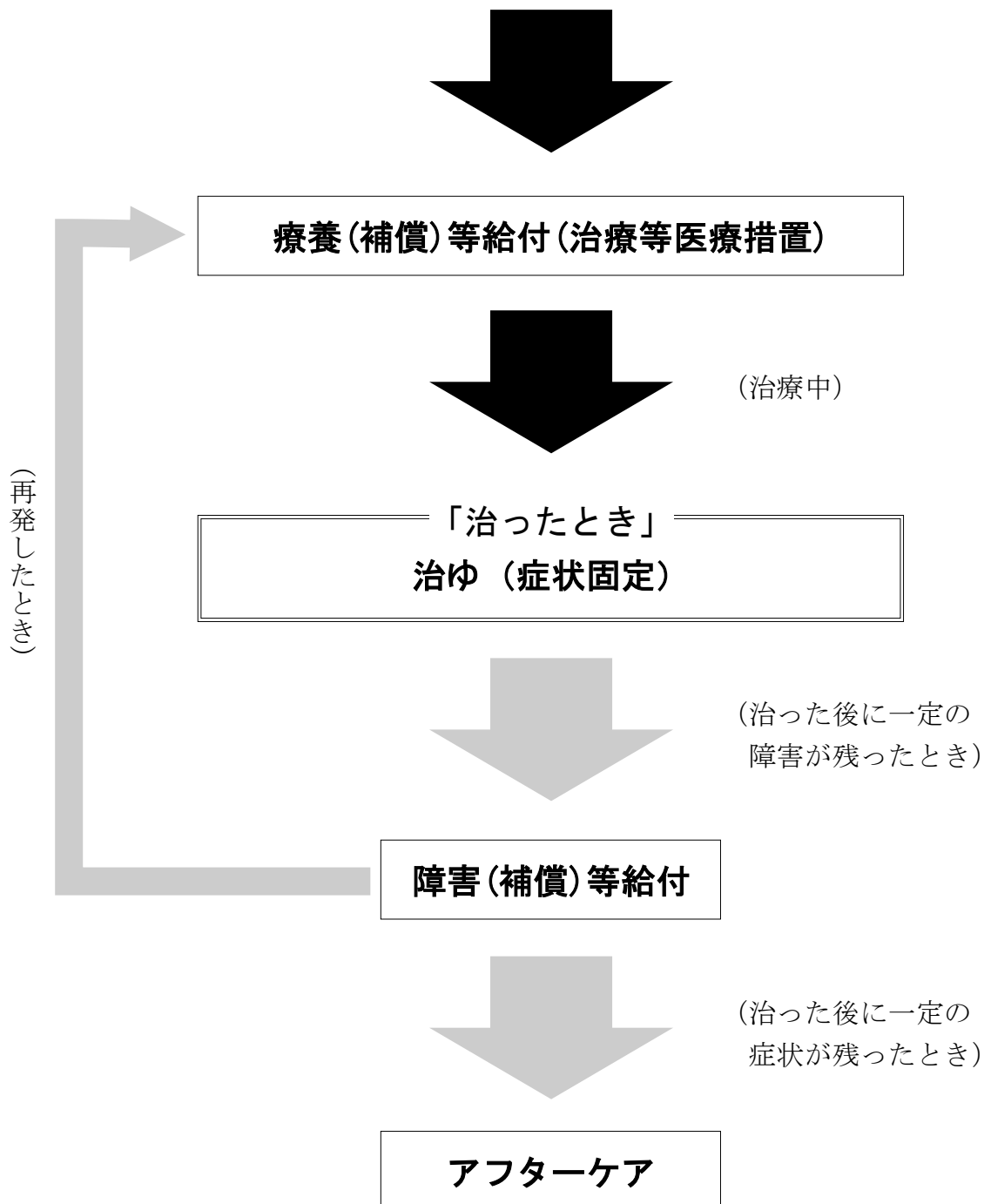


厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

〔労災保険の療養に関する給付の流れ〕

労災保険の療養に関する給付の流れは、次のようになっています。

業務災害・複数業務要因災害・通勤災害



「治ったとき」とは

労災保険における傷病が「治ったとき」とは、身体の諸器官・組織が健康時の状態に完全に回復した状態のみをいうものではなく、傷病の症状が安定し、医学上一般に認められた医療^(注1)を行っても、その医療効果が期待できなくなった状態^(注2)をいい、この状態を労災保険では「治ゆ」（症状固定）といいます。

したがって、「傷病の症状が、投薬・理学療法等の治療により一時的な回復がみられるにすぎない場合」など症状が残存している場合であっても、医療効果が期待できないと判断される場合には、労災保険では「治ゆ」（症状固定）として、療養（補償）等給付を支給しないこととなっています。

(注1) 「医学上一般に認められた医療」とは、労災保険の療養の範囲（基本的には、健康保険に準拠しています）として認められたものをいいます。したがって、実験段階または研究的過程にあるような治療方法は、ここにいる医療には含まれません。

(注2) 「医療効果が期待できなくなった状態」とは、その傷病の症状の回復・改善が期待できなくなった状態をいいます。

例えば、次のような状態に至ったときは「治ゆ」（症状固定）となります。

例 1

切創もしくは割創の創面が癒着^ゆした場合または骨折で骨癒合^ゆした場合であって、たとえ疼痛などの症状が残っていても、その症状が安定した状態になり、その後の療養を継続しても改善が期待できなくなったとき。

例 2

骨癒合後の機能回復療法として理学療法を行っている場合に、治療施行時には運動障害がある程度改善されるが、数日経過すると、元の状態に戻るといった経過が一定期間にわたってみられるとき。

例 3

頭部外傷が治った後においても外傷性てんかんが残る場合があり、この時、治療によってそのてんかん発作を完全に抑制できない場合であっても、その症状が安定し、その後の療養を継続してもそれ以上てんかん発作の抑制が期待できなくなったとき。

例 4

外傷性頭蓋内出血に対する治療後、片麻痺の状態が残っても、その症状が安定し、その後の療養を継続しても改善が期待できなくなったとき。

例 5

腰部捻挫による腰痛症の急性症状は消退したが、疼痛などの慢性症状が持続している場合であっても、その症状が安定し、その後の療養を継続しても改善が期待できなくなったとき。

1

療養（補償）等給付とは

「療養（補償）等給付」とは、業務または通勤が原因で負傷し、または疾病にかかって療養を必要とする場合に支給されるものです。具体的には、労災保険指定医療機関等で診察や薬剤の支給など政府が必要と認める療養行為を無料で受けられる現物給付と、労災保険指定医療機関以外の病院等で療養した場合に、その療養に要した費用を支給する現金給付をいいます。

給付は傷病が「治ゆ」（症状固定）し、療養を必要としなくなるまで行われます。

2

障害（補償）等給付とは

傷病が「治ゆ」（症状固定）と認められたときに、疼痛・知覚異常や運動麻痺などの神経症状、器質的障害、機能障害等の障害が残ることがあります。

障害（補償）等給付とは、これらの障害が障害等級表に掲げられている障害に該当すると認められる場合に、その程度に応じて支給される現金給付をいいます。給付の方法としては、年金給付と一時金給付の2通りがあり、障害の程度が重いとき（第1級～第7級）には年金が、障害の程度が軽いとき（第8級～第14級）には一時金が、それぞれ障害の程度に応じて支給されます。

3

「再発」とは

傷病がいったん症状固定と認められた後に再び発症し、次のいずれの要件も満たす場合には「再発」として再び療養（補償）等給付を受けることができます。

- (1) その症状の悪化が、当初の業務または通勤による傷病と相当因果関係があると認められること
- (2) 症状固定の時の状態からみて、明らかに症状が悪化していること
- (3) 療養を行えば、その症状の改善が期待できると医学的に認められること

4

アフターケアとは

アフターケアとは、労災保険の社会復帰促進等事業の一環として、被災した労働者の労働能力の維持を図り、円滑な社会生活への復帰を援助するものです。

具体的には、**せき髄損傷、頭頸部外傷症候群等、慢性肝炎等の傷病**にり患した方に対して「治ゆ」(症状固定)後においても後遺症状が変化したり、後遺障害に付随する疾病を発症させる恐れがあるため予防その他保健上の措置として診察、保健指導、保健のための薬剤の支給などを実施しています。

このアフターケアは、被災労働者からの申請に基づき都道府県労働局長が交付する「アフターケア手帳」を労災病院、医療リハビリテーションセンター、総合せき損センター、多くの労災保険指定医療機関に提示することにより無料で受けることができます。

なお、アフターケアの対象者は次表のとおりです。

対 象 傷 病	対 象 者
せ き 髄 損 傷	せき髄損傷者であって原則として障害等級第3級以上の障害(補償)給付を受けている人または受けると見込まれる人
頭頸部外傷症候群等	頭頸部外傷症候群、頸肩腕障害、腰痛にり患した人で、原則として障害等級第9級以上の障害(補償)給付を受けている人または受けると見込まれる人
尿 路 系 障 害	尿道狭さくの障害を残す人または尿路変向術を受けた人で、障害(補償)給付を受けている人または受けると見込まれる人
慢 性 肝 炎	ウイルス肝炎にり患した人で、障害(補償)給付を受けている人または受けると見込まれる人
白内障等の眼疾患	白内障、緑内障、網膜剥離、角膜疾患、眼瞼内反等の眼疾患の傷病者で、原則として障害(補償)給付を受けている人または受けると見込まれる人
振 動 障 害	振動障害の傷病者で、障害(補償)給付を受けている人または受けると見込まれる人
大腿骨頸部骨折および股関節脱臼・脱臼骨折	大腿骨頸部骨折および股関節脱臼・脱臼骨折の傷病者で、原則として障害(補償)給付を受けている人または受けると見込まれる人
人工関節・人工骨頭置換	人工関節および人工骨頭に置換した人で障害(補償)給付を受けている人または受けると見込まれる人
慢性化膿性骨髄炎	骨折等により化膿性骨髄炎を併発し、引き続き慢性化膿性骨髄炎に移行した人であって、障害(補償)給付を受けている人または受けると見込まれる人

対 象 傷 病	対 象 者
虚 血 性 心 疾 患 等	(1)虚血性心疾患にり患し、原則として障害等級第9級以上の障害補償給付又は複数事業労働者障害給付を受けている人または受けると見込まれる人 (2)ペースメーカーまたは除細動器を植え込んだ人で、障害(補償)等給付を受けている人または受けると見込まれる人
尿 路 系 腫 瘍	尿路系腫瘍にり患し、療養補償給付を受けている人で、その症状が固定したと認められる人
脳 の 器 質 性 障 害	外傷による脳の器質的損傷、一酸化炭素中毒(炭鉱災害によるものを除く)、減圧症、脳血管疾患、有機溶剤中毒等(一酸化炭素中毒を除く)に由来する脳の器質性障害が残存した人で、原則として障害等級第9級以上の障害(補償)給付を受けている人または受けると見込まれる人(ただし、脳血管疾患については、複数事業労働者障害給付を受けている人又は受けると見込まれる人も含む)
外 傷 に よ る 末 梢 神 経 損 傷	症状固定後においても外傷による末梢神経損傷に起因する複合性局所疼痛症候群(CRPS。反射性交感神経性ジストロフィー(RSD)又はカウザルギー)若しくは末梢神経障害性疼痛等の激しい疼痛が残存する人で、障害等級第12級以上の障害(補償)給付を受けている人または受けると見込まれる人
熱 傷	熱傷の傷病者で、醜状障害として障害等級14級以上の障害(補償)給付を受けている人または受けると見込まれる人
サ リ ン 中 毒	サリン中毒により療養(補償)給付を受けていた人で、症状固定後においても縮瞳、視覚障害、末梢神経障害、筋障害、中枢神経障害、心的外傷後ストレス障害等が残存する人
精 神 障 害	精神障害により療養(補償)等給付を受けていた人で、症状固定後においても、気分の障害、意欲の障害、慢性化した幻覚性の障害または慢性化した妄想性の障害、記憶の障害または知的能力の障害が残存する人
循 環 器 障 害	(1)心臓弁を損傷した人、心膜の病変の障害を残す人または人工弁に置換した人で、障害(補償)給付を受けている人または受けると見込まれる人 (2)人工血管に置換した人
呼 吸 機 能 障 害	呼吸機能障害を残す人で障害(補償)給付を受けている人または受けると見込まれる人
消 化 器 障 害	消化器を損傷した人で、消化吸收障害等を残す人または消化器ストマを造設した人で、障害(補償)給付を受けている人または受けると見込まれる人
炭 鉱 災 害 に よ る 一 酸 化 炭 素 中 毒	炭鉱災害による一酸化炭素中毒で療養(補償)給付を受けていた人

この記載内容や詳細についてご不明の点がございましたら、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。

